

# 単価契約書

1 件 名 令和8年度学校給食用基本物資運送業務

2 業務内容 別紙仕様書のとおり

3 単 価

(消費税及び地方消費税別)

No.	区 分	規 格	単位	単 価
1	小麦粉	25kg袋	袋	
2	ショートニング	15kg箱	箱	
3	砂糖	30kg袋	袋	
4	脱脂粉乳	25kg袋	袋	
5	米粉	10kg、 20kg袋	袋	
6	玄米	30kg、 1,080kg袋	kg	
7	精米	5kg、 10kg袋	kg	
	精米特別区分			
8	尼崎市小・特別支援学校	5kg袋	kg	
9	宝塚市小・中・特別支援学校	5kg袋	kg	
10	川西市立小・養護学校・中学校給食センター	10kg袋	kg	
11	家島・坊勢	10kg袋	kg	
12	沼島センター	10kg袋	kg	

4 履行場所 兵庫県内

5 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 契約保証金 金 円 (又は履行保証保険)

(総則)

第1条 公益財団法人兵庫県スポーツ協会(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、甲の指定する学校給食用基本物資(以下「物資」という。)の運送委託に関し、次のとおり契約を締結する。

(出荷指図及び個別運送委託契約の成立)

第2条 甲は、乙に本件運送業務を委託する場合には、その都度、物資の品名、荷受人、納期、出荷指図番号等の細目を乙に通知して行う。

2 甲が乙に前項の通知をした時をもって、本件運送業務の個別運送委託契約の成立とする。

3 乙は、乙の都合により、前項により成立した個別運送委託契約の納期を変更する必要がある場合には、第1項の甲の通知後、直ちにその旨を甲に通知し、甲の受諾を得た上で、納期を変更することが出来る。

ただし、乙が、甲の通知後、直ちにその旨を甲に通知することを怠り、納期に遅延したときは、乙は、その責に任するものとする。

(料金の支払い)

第3条 甲は、毎月1日から月末までの運送料金について、乙の適正な請求書に基づき翌月末日に料金を支払う。

(貨物受領書の保管)

第4条 乙は、本件運送業務遂行の証として、甲の指示した荷受人の貨物受領書(以下「貨物受領書」という。)を、本契約の有効期限の如何に拘らず、物資を荷受人に引き渡した日から2年間保管し、甲が請求したときは当該貨物受領書を甲に引き渡す。

(所得権の確認)

第5条 乙は、本件業務にかかる物資の所有権が常に甲に属することを確認する。

(物資の点検)

第6条 甲はいつでも、乙の立会いのもとで、物資を保管している保管庫に立入り、物資を点検すること及び物資の保管状況についての報告を求めることができ、その他本件業務につき乙に必要な指示を行うことができる。

(善管注意義務)

第7条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、本件業務を遂行する。

(関係諸法規の遵守)

第8条 乙は、本件業務の遂行にあたっては、「倉庫業法」、「道路運送法」、「道路交通法」及び、その他本件業務に関する諸法令、諸規則を遵守しなければならない。

(保安責任)

第9条 乙は、本件業務の遂行に際しては、常に安全管理に最大の注意を払うとともに、本件業務遂行に関する責任を有していることを確認する。

#### (指示事項の遵守)

第10条 乙は、甲、荷受人の保安管理者または甲の指定する者から保安に関して指示された事項については、これを遵守しなければならない。

乙は、本件業務遂行のために甲または甲の指定する関係会社(以下あわせて「甲等」という。)の工場内に立ち入る場合は、甲等が定める工場規則、その他諸規則及び保安に関して甲等より指示された事項を遵守しなければならない。

#### (異常時の措置)

第11条 乙は、本件業務の遂行に当たり物資の事故ないし甲の業務に対する支障が発生し、または発生するおそれがあるときには、遅滞なくこれを甲に報告し、甲の指示により適切な措置を講ずるものとする。

ただし、緊急且つやむを得ないときには、善良なる管理者として必要な措置を講じた上、直ちに甲にこの旨を通知し甲の指示に従う。

#### (契約不適合責任)

第12条 乙は、本件業務の遂行に関し、善良なる管理者としての注意を怠らなかつたことを証明しない限り、本契約及び本契約に付帯する一切の契約(個別に成立した本件業務の委託契約を含み、以下同じ。)に定める債務の不履行につき、履行の追完を行うとともに、甲に対し一切の損害を賠償する責に任ずる。

2 前項の損害賠償の額を算出する場合は、前損害のうち次の各号に特に定める損害については、その定められたところを基準とする。

(1) 物資の保管中及び入出庫荷役中に生じた物資の滅失及び毀損による物資の損害については、物資の寄託価格。

(2) 物資の運送中に生じた物資の滅失及び毀損による物資の損害については、物資の販売価格。

(3) 物資の汚染、変質、劣化等物資の品質低下による損害については、甲が蒙った損害額及び甲の指示した荷受人が当該物資を使用したために蒙った損害額。

3 甲が乙に対して請求可能な期間は、甲が不適合の事実を知ったときから1年以内とする。

#### (第三者損害)

第13条 乙または乙の従業員が第三者に損害を与えた場合、無いしは、乙または乙の従業員が第三者より損害を受けた場合等、乙または乙の従業員と第三者の問題は、かかる損害の発生が甲の故意または過失によることを、乙が証明した場合を除き、乙の責任においてその処理、解決に当り、甲は、何らの責を負わない。

#### (再委託等の禁止)

第14条 乙は、甲に事前に書面を提出し甲の承認を得ない限り、本件業務の全部または一部を第三者に行わせてはならず、かつ本件業務の受託者としての地位を譲渡してはならない。

乙が甲の事前の承諾を得て第三者に本件業務を行わせる場合は、乙は、本契約により乙が甲に対して負う義務と同一の義務、その他甲が指定する業務を係る第三者に果たすこととし、その履行につき責任を負うものとする。

#### (債権譲渡の禁止)

第15条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約及び本契約に付帯する一切の契約に基づいて生じた甲に対する債権を第三者譲渡または担保に供するなど一切処分してはならない。

#### (秘密保持義務)

第16条 乙は、本件業務の遂行にあたって知りえた甲の物資及び営業上的一切の知識及び情報を秘密に保持し、これを第三者に開示または漏洩してはならない。

2 前項の秘密保持義務は、本契約の有効期間終了後といえども、秘密知識及び情報が、乙の責に帰すことのできない事由により公知となるまで存続する。

#### (個人情報の保護)

第17条 乙は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

#### (火災保険の付保)

第18条 乙は、特に定めないかぎり保管庫での保管にかかる物資について、甲のために乙の費用をもって火災保険を付保する。

2 前項の火災保険の付保の付保金額は、甲が乙に通知する寄託価格とする。

#### (運送保険の付保)

第19条 乙が物資に運送保険等を付保した場合には、特に定めのない限り、その費用は乙が負担する。

#### (解除、解約)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときには、何等の通告を要せず当然に、本契約及び本契約に付帯する一切の契約を解除または解約することができる。

- (1) 乙について破産、和議開始もしくは会社更生手続の申立があったとき、または乙が精算に入ったとき。
- (2) 乙が手形交換所における取引停止処分を受けたとき。
- (3) 乙が支払を停止し、または支払不能の状況になったとき。
- (4) 乙について差押、仮差押または仮処分の申請があったとき。
- (5) 乙が甲に対して有するに至った指名債権を、第三者に譲渡または質入する旨約をしたとき。
- (6) 乙が租税公課等を滞納して督促を受け、または保全差押を受けたとき。
- (7) 乙について競売の申立または仮登記担保権の実行通知のあったとき。
- (8) 乙が、甲に対して負担する債務を担保する根抵当権につき、元本の確定請求があったとき、または確定事由が生じたとき。
- (9) 乙が本契約及び本契約に付帯する一切の契約の各条項の一に違反したとき、または乙が本契約及び本契約に付帯する一切の契約の内容を履行することができないと、甲が認めたとき。

- (10) 乙の資産、信用または経営に重大な変更を生じたと甲が認めたとき。
  - (11) 乙において、背信または不正の行為があったと甲が認めたときまたは乙が甲等の保安に関する指示に従わないと甲が認めたとき。
- 2 前項により解除または解約がなされたときには、乙は乙の占有にかかる物資を直ちに甲に返還する。
- 3 第1項の解除または解約は、甲が蒙った損害について、甲が乙に対し、損害賠償の請求を行ふことを妨げない。

(普通契約約款との関係)

第21条 本契約及び付属覚書その他本契約に付帯する一切の契約の条項は、乙が定めた諸約款に優先する。

(有効期間)

第22条 本契約の有効期間は、令和8年4月1日より令和9年3月31日迄とする。

(専属的合意管轄)

第23条 本契約その他本契約に付帯する一切の契約に関し、紛争が発生した場合には、甲及び乙は、第一審管轄裁判所を専属的に神戸地方裁判所と定めることに合意する。

(暴力団等の排除)

第24条 甲、乙は、次条第1号の意見を聴いた結果、甲又は乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者第27条 甲、乙は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じができるものとする。
  - (1) 甲、乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
  - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

第25条 甲、乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、甲、乙にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、本契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(適正な労働条件の確保)

第26条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(信義則)

第27条 本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し決定する。

以上の契約を証するため本書正本2通を作成し甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号  
神戸商工貿易センタービル5階  
公益財団法人兵庫県スポーツ協会  
理事長 今後元彦

乙

## 誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者としないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

公益財団法人兵庫県スポーツ協会

理事長 今後元彦 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

電 話

電子メール

## 【個人情報取扱特記事項】

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

### (収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

### (秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

### (特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の（又は「甲の」）事務所内において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

### (事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

### (責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

### (再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者（乙の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）ではならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為につ

いて、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に問わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

。

## 【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

### (基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

### (受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
  - (1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

### (特定労働者からの申出があった場合の措置)

- 第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。
- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならないよう求めなければならない。
- 7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

### (労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

- 第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。  
(労働基準監督署長等から行政指導があつた場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

## 誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

### 1 契約名

公益財団法人兵庫県スポーツ協会学校給食事業用倉庫管理業務及び輸送業務委託契約

### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
  - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

公益財団法人兵庫県スポーツ協会

理事長 今後元彦様

所 在 地  
名 称  
代表者職氏名  
電 話  
電子メール

### 別表（誓約事項(1)関係）

#### 労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）